

三 監 第 5 5 号  
令和 4 年 2 月 1 0 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様  
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様  
三 島 市 教 育 委 員 会 教 育 長 西 島 玉 枝 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 松 田 吉 嗣

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和3年度定期監査（第3号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 監査の対象

環境市民部 環境政策課、廃棄物対策課、市民課、地域協働・安全課

教育推進部 教育総務課、学校教育課、生涯学習課、図書館、文化財課、  
学校（西小学校、北小学校、南中学校）

#### 2 監査の期間

令和3年11月30日から令和3年12月17日まで

#### 3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

## 4 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年10月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

## 5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

### (1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

① 地方自治法第234条は一般競争入札を原則とし、随意契約は同法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項各号に定められた事項に該当する場合に限り行う事ができるものである。

また、市では随意契約の事務の統一化を図るため「随意契約方式で契約を締結する際の留意事項（ガイドライン）」を定め職員に周知しているところである。

令和3年度の定期監査において、委託料の契約方法を確認したところ随意契約を採用しその理由が客観的に判断し難いものが見受けられた。中でも特定の一者のみと随意契約を行う、いわゆる「一者随契」においては理由が具体的でないものが多かった。一者のみを見積書を徴して契約の相手方とすることは競争原理が働いておらず、真にその者しかできないのか、長期にわたって契約している金額が適正な価格なのか等を技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断することが重要である。

しかし、一部の契約においては「一者随契」の理由として「業務に精通している。」、「過去に実績がある。」等を上げている場合があり、これらについては、委託先を選定する場合の原則的な要件であり、特定の一者を選定する場合の妥当性には欠け、他者を排除してその一者を選定した具体的な理由にはなり得ない。

については、各課においては、常に職員の行う事務は市民に対しての説明責任を負うとの認識を持ち、安易に前例を踏襲することなく、競争性のある契約方法が適用できないかの検討をされたい。また、やむを得ず随意契約を適用する場合であっても、そこに至った理由が令第167条の2第1項各号のいずれかに適合する内容であることを客観的に判断できるよう具体的な理由を記載し、適正な契約事務の執行となるよう努められたい。

(2) 個別事項

ア 環境政策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 令和4年度からの「第3次三島市環境基本計画」の推進については、本計画の新たな目標達成に向け、市民が将来像を具体的にイメージし行動することができるよう、わかりやすい広報及び啓発に努められたい。

イ 廃棄物対策課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 家庭から排出されるごみの減量化及び再資源化を促進するとともに、ごみ問題に対する市民意識の醸成のため、生ごみ処理機の無償貸与や小学生に対して食品ロス削減講座等の事業を実施している。これら事業の本来の目的を達成するために事業効果の分析や検証を行い、より実効性のある事業となるよう引き続き取り組まれたい。

ウ 市民課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① コンビニ交付サービス事業については、利用件数は前年と比較して上昇傾向ではあるが、令和3年12月から戸籍関係の証明書も発行が可能となったことを踏まえ、更なるコンビニ交付のメリットの啓発に努め利用率の向上に繋げられたい。

エ 地域協働・安全課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 三島市自治会連合会補助金については、補助金額以上の繰越金が生じていることから、繰越金の内容を精査した上で補助金額が必要最小限かつ適正な規模となるよう、三島市補助金ガイドラインに基づき見直しを検討されたい。

オ 教育総務課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 放課後児童クラブの運営については、民間事業者の活用等によりサービスの質の確保に努め、放課後児童クラブが果たすべき役割と機能

をより適切に発揮できるよう検討されたい。

カ 学校教育課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 令和3年度4月からの学校給食費の公会計への移行に伴う給食費の徴収管理については、学校と連携し原因や課題を分析することにより、早期に対応策を講じ未納の解消に努められたい。

キ 生涯学習課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 箱根の里の運営については適正な維持管理の推進により安心・安全な施設利用を図られたい。また、施設の老朽化に伴い将来的に多額の修繕費が見込まれることから、費用対効果の観点から施設のあり方についても引き続き検討されたい。

ク 図書館

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① ICTの進展により、学校の授業におけるタブレット端末の導入や家庭でのスマートフォンやPCの利用により、子どもの生活の中に電子的な活字媒体が活用されている現状を踏まえ、「第3次三島市こども読書活動推進計画」の策定に当たっては、時代に即した効果的な計画となるよう検討されたい。

ケ 文化財課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 史跡山中城跡復旧整備工事については、令和元年10月の台風による被災により災害復旧工事を進めてきたところであるが、令和3年7月の長雨により再度被災し工事を中断することとなった。今後は被災が繰り返されることのないよう、費用対効果の観点から新たな工法等を検討し、適切な維持管理となるよう努められたい。

コ 学校

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 北小学校、西小学校及び南中学校の事務が適正に執行されているか

について、主に次の着眼点に基づき、関係書類を確認し事務担当職員に説明を求めるとともに実施調査を行ったところ、薬品管理において化学物質管理手順書に基づかない管理状況が一部見受けられ改善を求めた点はあったものの、それ以外については概ね適正に行われていた。今後も学校現場における適正な事務処理に努められたい。

- (1) 人事管理について（市雇用職員）
- (2) 経理について
- (3) 安全管理について
- (4) 屋内、屋外施設について
- (5) 備品管理について